

8 太 監 公 示 第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づきその結果を次のとおり公表します。

令和 8 年 8 月 18 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 今 泉 義 文

記

第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、太宰府市監査基準（令和 2 年監委告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

第 2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

第 3 監査の対象

1 対象部局等

総 務 部	総務課、経営企画課、文書情報課、管財課、防災安全課、地域コミュニティ課
市民生活部	市民課、税務課、納税課、環境課、人権政策課、国保年金課
健康福祉部	福祉課、生活支援課、介護保険課、高齢者支援課、保育児童課（ごじょう保育所）、元気づくり課、子育て支援課
都市整備部	都市計画課、建設課、上下水道課、上下水道施設課
観光経済部	観光推進課、国際・交流課、産業振興課
教 育 部	社会教育課、学校教育課、文化財課、文化学習課（中央公民館、市民図書館）、スポーツ課
議会事務局	議事課
選挙管理委員会事務局	
農業委員会事務局	
会計課	
監査委員事務局	

2 範囲

- (1) 令和7年度における財務及び事務の執行状況
- (2) その他事務事業の執行状況

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置くとともに、工事・委託等に係る入札の執行状況、基金の運用状況及び補助金交付事務等を監査重点項目として定め実施した。

第5 監査の主な実施内容

監査対象部局から提出された監査調書及び関係諸帳簿等を審査するとともに、必要に応じて所属長及び関係職員から事情聴取を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

監査委員事務局

2 監査の日程

令和8年5月7日から令和8年8月7日まで

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、財務に関する事務及び事務事業の執行については、おおむね適正と認められた。

なお、事情聴取等の中で行った指導、助言については改善を図られたい。

第8 意見

監査過程において、次のような事実が明らかになったので、今後の市政運営に関して、参考にしていただきたく意見を申し上げる。

1 公用車の管理について（上下水道課、管財課）

企業会計において車検切れの公用車を使用していたことが明らかとなり、大きな問題となった。今後はこのようなことが無いようにチェック体制を強化されたい。

また、太宰府市の保有する公用車110台のうち74台が管財課ではなく各所管課で管理され車検更新等の手続きが行われている。これは企業会計と同様の事態が生じるリスクが高い状態であるといえる。管財課はその事務分掌として「公用車及びマイクロバスの管理に関すること」とあることから、各手続きの進捗の把握や適宜通知をするなど二重チェック体制の確立を図られたい。

2 随意契約における価格の透明性と競争性の確保について（管財課）

随意契約を行う場合においては、市民がその契約の理由を理解して納得を得られることが必要であり、価格の透明性と競争性の確保が不可欠である。このことから、随意契約については市ホームページで公表を行い透明性の確保を検討されたい。

3 市長の公務妥当性の判断について（総務課）

前市長は令和7年度中に公費でウズベキスタン視察およびM-1出場を行っている。これらについて資料の提出を求め、またヒアリングを実施した。

まず、ウズベキスタン視察については視察報告書が提出され、ナマンガン市との合意書が締結されていることを確認したものの、視察に際し事前にその公益性や妥当性の検討が行われたことを記録した文書が作成されていなかった。

次に、M-1出場についてはその公益性や妥当性を証する明確な成果物がないものの、「まちの良さや話題、明るさの提供につながる」まちおこし企画として出場した旨をヒアリングで聴取した。当該出場は、市の認知度向上や話題の創出を通じて市内外の関心を喚起し、ひいては市全体を盛り上げることを目的としたものとされる。しかし、事前にその公益性や妥当性の検討が行われたことを記録した文書が作成されていなかった。

上記2点について、いずれも公務と判断した十分な記録が作成されていない。このような事務を行ったのでは市民の疑念を拭うことが難しいため協議等の事績を十分に残すように注意して事務を行われたい。

4 会計年度任用職員の取り扱いについて（総務課）

太宰府市は会計年度任用職員数が多く、人材不足が憂慮される時世においてその重要性は年々増加することが予想される。つまり、現在正職員が執り行う業務を会計年度任用職員が担うことも考えられるが、正職員と会計年度任用職員の待遇の差という観点において同一労働同一賃金の原則が保たれるか懸念する。そのため職務の範囲や責任の所在について今一度整理をする必要があるのではないかと思料する。

また、現在の会計年度任用職員制度では、専門的な知識を有する会計年度任用職員が離職することも考えられ、今後の事業継続性に不安がある。会計年度任用職員制度について今一度検討を行われたい。